

防衛省訓令第69号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第27条及び第36条の規定に基づき、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年12月11日

防衛大臣 江渡 聡徳

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部を改正する訓令

自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）の一部を次のように改正する。

「	1 1	消化器系の疾患（腹壁の異常を含む）	1	機能障害を伴う及び腹壁瘻孔があるもの。
			2	腹壁、腹膜疾患及び開腹手術あるもの。ただし・臍ヘルニア根治着症状を残さない、腹腔鏡下手術の以上再発・後遺症

附表第3中

|

|

を除く。

腹壁の瘢痕
るもの
の疑がある
の既往歴が
、外そけい
術、腸管癒
虫垂切除術
実施後5年
がないもの

を

「

1 1 消化器系
の疾患（腹
壁の異常を
含む）

1 機能障害
及び腹壁瘻
2 腹壁、腹
もの及び開
あるもの。
に掲げるも
(1) 外そけ
治術
(2) 腸管癒
虫垂切除
(3) 開腹手
手術（前
を除く。
上再発・
(4) 開腹手
るものを
5年以上
いもの

を伴う腹壁の瘢痕
孔があるもの
膜疾患の疑がある
腹手術の既往歴が
ただし、次の各号
を除く。
い・臍ヘルニア根

着症状を残さない
術
術のうち腹腔鏡下

に改める。

各号に掲げるもの
）の実施後1年以
後遺症がないもの
術（前各号に掲げ
除く。）の実施後
再発・後遺症がな

」

附 則

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日以前に行われた採用試験を受けた者が入隊又は入学する場合の身体検査の基準については、この訓令による改正後の自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令附表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。